

○第39回農薬第三専門調査会（非公開）

日時：令和7年11月21日（金）13：58～16：06

議事概要：

（1）農薬（ピラクロストロビン）の食品健康影響評価について

・審議の結果、ピラクロストロビンの許容一日摂取量（ADI）を0.034 mg/kg 体重/日、急性参照用量（ARfD）を0.05 mg/kg 体重と設定し、評価書（案）を一部修正の上、食品安全委員会に報告することとなった。

* 殺菌剤で、りんご、きゅうり等に使用します。今回、だいこんへの適用拡大申請がされています。

（2）農薬（メトブロムロン）の食品健康影響評価について

・審議の結果、メトブロムロンの許容一日摂取量（ADI）を0.0046 mg/kg 体重/日、急性参照用量（ARfD）を0.015 mg/kg 体重と設定し、評価書（案）を一部修正の上、食品安全委員会に報告することとなった。

* 除草剤で、小麦、だいず等に使用します。今回、たまねぎ（春播栽培）への適用拡大申請がされています。